

# 群馬県若者就職支援センターをご利用下さい (ジョブカフェぐんま)

ジョブカフェぐんまでは、就職を希望する若者(40代前半までの不安定就労者を含む)に対し、就職情報の提供から適性診断・カウンセリング、職業紹介・定着まで就職に関する一貫した支援を行っています。

開設以来13万人を超える利用者があり、うち8千8百人以上の方が就職しています。費用は無料ですのでお気軽にご利用ください。

## 【群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)】高崎センター

- ◆所在地 高崎市旭町34-5 旭町ビル3階
- ◆問い合わせ先 ☎027-330-4510 FAX027-330-4521
- ◆開所日 月～土曜日(年末年始を除く)
- ◆開所時間 午前10時00分～午後7時00分

※「ジョブカフェぐんま」は県内3ヶ所、高崎センターのほかに東毛サテライト(桐生市)・北毛サテライト(沼田市)があります。

## 〈ジョブカフェ・マザーズ〉

※高崎センター内に、女性の就労支援窓口として「ジョブカフェ・マザーズ」をオープンしました。ジョブカフェ・マザーズでは、職業紹介、保育・生活情報の提供、カウンセリングを行うとともに、キッズコーナーを設置して子ども連れの方が安心して相談できる窓口としています。

# 借金返済でお困りの方へ 法律・生活建て直し相談会開催のお知らせ

～一人で悩まずご相談下さい～ **無料** **秘密厳守** **事前予約制**

毎月の借金返済で家計が苦しい、借金に頼らない生活をしたい、家族のために貯金もしたい…でも、いったいどうしたらよいのか。

このような方々を対象に相談会を開催します。

○お住まいの地域にかかわらず、どの会場でも相談が受けられます。

法律相談会:弁護士や司法書士による借金の法的整理に関する相談が中心

定員20名

| 開催日      | 会場              | 時間          | お問い合わせ・申し込み  |
|----------|-----------------|-------------|--|
| 8月11日(土) | 太田市福祉会館大会議室(3階) | 13:30～17:00 | 太田市消費生活センターTEL0276-30-2220<br>邑楽町消費生活センターTEL0276-47-5047 |
| 8月25日(土) | 高崎市役所市民相談室(1階)  | 13:30～17:00 | 高崎市消費生活センターTEL027-327-5155                               |
| 9月8日(土)  | 県庁昭和庁舎34会議室(3階) | 13:30～17:00 | 群馬県消費生活センターTEL027-223-3001                               |
| 9月22日(土) | 沼田市保健福祉センター     | 13:30～17:00 | 沼田市消費生活センターTEL0278-20-1500                               |

生活の建て直し相談会:借金生活から抜け出すため、陥らないための収入に見合った家計の改善方法等アドバイス

定員8名

| 開催日                                  | 会場           | 時間          | お問い合わせ・申し込み   |
|--------------------------------------|--------------|-------------|---|
| 8月23日(木)                             | 中之条町文化会館     | 13:00～17:00 | 吾妻郡消費生活センターTEL0279-75-1166                                |
| 9月12日(水)                             | みどり市消費生活センター | 13:00～17:00 | みどり消費生活センター TEL0277-76-0987<br>桐生市消費生活センターTEL0277-74-3306 |
| 10月3日(水)                             | 甘楽町公民館 大会議室  | 13:30～17:00 | 甘楽町消費生活センターTEL0274-74-1755                                |
| H24.8.7～<br>H24.9.18<br>(毎月第1・第3火曜日) | 県庁2階 相談室     | 14:00～17:00 | 群馬県消費生活センターTEL027-223-3001<br>(定員6名)                      |

## スズメ蜂の巣駆除費用の補助助成について

町民等（法人は除く）に対し、スズメ蜂の巣駆除に要した費用の一部を補助します。

**対象者：**蜂駆除専門業者によりスズメ蜂の巣を駆除した方。但し、町税を滞納していない方。

**補助金額：**駆除1件当たり駆除に要した費用2分の1とし、1万円を限度とします。

**補助金申請方法：**スズメ蜂の巣駆除を実施した日から1カ月以内に下記の書類を添えて申請してください。

- 〈1〉スズメ蜂の巣駆除処理に要した費用の領収書
- 〈2〉駆除前、駆除後の現場写真



## 蜂の巣駆除道具等の貸出について

夏から秋にかけては、ハチの営巣活動が活発になる季節です。宅地内での「ハチの巣駆除」につきましては、ハチ駆除用具等の貸出を行っておりますので、必要な方はご連絡ください。

**貸出用途：**蜂の巣に限る

**貸出期間：**1泊2日まで

**貸出器具：**①蜂防護服 ②蜂駆除器具 ③蜂駆除薬剤

※蜂用防護服は、蜂の攻撃から人体を完全に防護するものではなく、あくまでも補助的機能を果たすためのものです。万が一、蜂用防護服を使用中に事故が発生しても、町はその責任を負えませんのでご了承ください。

### ●ご自分で駆除できないという方へ

ご連絡いただければ、専門業者をご紹介いたします。なお、駆除料金は巣がある場所や大きさで変わりますから、業者とご相談ください。

お問い合わせ 健康課保健環境係（保健センター内） ☎82-5490

## 年金

口座振替がお得  
国民年金保険料を前納できます



国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金納付で6か月分の保険料の前納を希望される方は、「国民年金保険料納付案内書」に付いている「下期」の納付書（平成24年10月～平成25年3月の6ヶ月分をまとめて納付するとき使用）により、平成24年11月～日までに納めてください。

また、口座振替で6か月分の保険料を前納すると、さらにお得です。口座振替で保険料の前納を希望される方は、8月末日までに金融機関または年金事務所へお申し出ください。お申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、国民年金保険料納付書など）をご持参ください。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されません。

※6か月分の保険料を前納する場合の割引額は次のとおりです。

|             |                         |          |
|-------------|-------------------------|----------|
| 毎月現金で納める場合  | 14、980円×6か月<br>＝89、880円 |          |
| 現金で前納する場合   | 89、150円                 | 730円割引   |
| 口座振替で前納する場合 | 88、860円                 | 1、020円割引 |

### ◎保険料を納められた方には電話による納付のご案内をいたします

保険料の納め忘れなどで未納となっている方に対して、日本年金機構が委託した会社が電話により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関することについてお尋ねするとはありません。

なお、電話によるご案内は、平日だけではなく、土日や夜間にもしております。大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

### 国民年金保険料に関する問い合わせ先

・高崎年金事務所 国民年金課（☎027-3322-7731）